

印刷けんぽ

ニュース No.176

全国印刷工業健康保険組合
東京都中央区新川1-5-13
☎03-3551-9301
平成29年4月3日発行

<http://www.insatukenpo.or.jp>



● ● ● 知っ得!! 健康情報 ● ● ●

歯が抜け落ちる歯周病「あなたは大丈夫ですか？」

歯周病は、**自分の力では治すことができない病気**です。
20代で70%、30代以上では80%以上の方が歯周病にかかっていると言われています。
思い当たることはありませんか？



Q：口臭が気になるけど、
どうすればいいのかな？

A：歯周病や虫歯が原因のことがあります。
自分では治せませんので、
歯医者さんに
診てもらいましょう。



Q：歯周病を治療すると、
血糖値を改善できるって
聞いたけど、本当？



A：歯周病の治療で、血糖値が改善
される場合があります。
歯周病菌は、脳梗塞、心筋梗塞、
腎炎、骨粗鬆症、肺炎の原因に
なったり、悪化させたり
することもあります。

Q：歯ぐきから血、膿が出て
くるけど、歯みがきすれば
治るよね？



A：歯周病の治療で大切なことは、
日頃の歯みがきですが、
それだけでは治りません！
歯医者さんの診察を
受けてください！

Q：歯みがきを頑張って
いるから、歯周病の心配は
ないよね？



A：歯みがきなどの
ケアはとても大事ですが、
歯医者さんでの定期的な
クリーニングを受けないと、
お口の健康を守ることは難しいと
言われています。



歯周病で最も怖いことは、**歯が抜け落ちてしまう**ことです。
歯を失うと、肉・イカなどの弾力のある食べ物や、せんべいなどの固い食べ物が
食べにくくなります。

**歯を守るために、半年に一度のペースで、
歯医者さんの診察、治療を受けましょう！**

保健師・管理栄養士による 無料健康相談

保健師・管理栄養士が事業所に赴き、会議室等で
20分程度の個別相談を行います。
健診結果などから、生活習慣の改善方法を話し合い、
必要に応じて受診勧奨をします。



健康診断の結果と
食事の写真を持ってきました。

【お問合せ先】
保健推進課（内線 506~508）
E-mail: kenkousudan@insatukenpo.or.jp



「健康企業宣言」宣言事業所 募集中！

経済団体、医療団体、保険者、自治体などで構成され、平成 27 年 7 月に発足した「日本健康会議」は、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、先進的な予防・健康づくりに取り組むことを提唱しています。

「健康企業宣言」は、この趣旨に則り、**企業（事業所）が自ら「企業の健康課題」をチェックし、課題をクリアしていく事業**です。

具体的には、事業主が「事業所全体で健康づくりに取り組む」ことを宣言し、事業主が直接従業員に働きかけをすることで健康に関する意識を高める取り組みです。印刷健保は、事業所の取り組みをサポートしていきます。

取り組むメリット

- ① 企業が自ら健康企業宣言を行うことにより、従業員の健康管理に対する意識が変わります。従業員が健康になれば生産性の向上につながります。
- ② 「健康企業宣言 宣言の証」「健康優良企業 認定証」の社内掲示や対外的な広報等により、企業イメージの向上を図ることができます。
- ③ 「健康企業宣言」をした企業や「健康優良企業」の認定を受けている企業を対象とした優遇金利による民間の融資制度があります。



各種用紙は、印刷健保ホームページよりダウンロードすることができます。

＜参加手続きから認定まで＞

参加手続きは・・・

所定の「応募用紙」を印刷健保へ提出します。
健康企業宣言取り組み企業として登録され、印刷健保から、健康保険組合連合会東京連合会が発行する「健康企業宣言 宣言の証」が交付されます。



健康優良企業認定を受けるには・・・

「健康企業宣言 宣言の証」の発行日から概ね 1 年経過後に「結果レポート」を印刷健保へ提出します。
なお、1 年経過前に取り組みを達成した場合は、その時点で提出することができます。

健康企業宣言東京推進協議会が定めた「評価基準と確認方法」に基づき審査を行い、80 点以上の点数を満たした企業に、健康保険組合連合会東京連合会が発行する「健康優良企業 銀の認定証」が交付されます。
認定された企業は、「Step2」へ進むことができます。

「健康企業宣言」をした事業所及び「健康優良企業」として認定された事業所は、印刷健保及び健保連東京連合会のホームページへ事業所名が掲載されます。

【お問合せ先】保健推進課（内線 501～504）

講師派遣費用への補助について

従来、「21 世紀ヘルスプラン」事業に基づく「健康宣言事業所」を対象として、講習会等の実施費用の一部補助を行ってききましたが、このたび、健康経営®に向けたコラボヘルスの一環として、対象を全事業所に拡大しました。



対象	被保険者又は被扶養者を対象に「健康・体力づくり」を目的とした講演会又は講習会等（以下「講演会等」という）を開催し、有償の講師を招聘した事業所であって、参加者が 20 人以上あった場合を対象とする。 なお、二事業所以上により合同開催した講演会等も対象とする。
対象期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに開催した講演会等。
補助金額	50,000 円を上限とし、講演会等に係る講師派遣費用の 2 分の 1 を補助する。 ただし、算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数がある時は、百の位を切捨てとする。 ※同一事業所への補助は、年度内に 1 回とする。
申請方法	「講師派遣費用に係る補助申請書」に領収書（原本）を添付して、当組合へ申請する。
申請期限	講演会等を実施した年度の翌年度末日必着

※「健康経営」は、特定非営利法人健康経営研究会の登録商標です。

【お問合せ先】保健推進課（内線 501～504）

保険料についてのお知らせ

◎保険料は納期内に納付していただくようお願いいたします。

健康保険法では「毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。」（第 164 条）と規定されており、納期内に納付いただけなかった場合は「保険料を滞納する者（滞納者）」となります。

また、再三にわたる督促にも関わらず滞納が解消されない場合は、預金や不動産、売掛金等の差押を執行し、未納保険料を回収することとなります。（健康保険法第 180 条）

2 月分保険料は平成 28 年度最後の保険料となります。まだ納付をしていない事業所様は速やかに納付してください。

◎保険料のお支払いは口座振替が便利です。

口座振替による納付は、指定口座から、毎月 1 日（土日祝日の場合は翌営業日）に健康保険料が自動的に引き落とされる制度です。

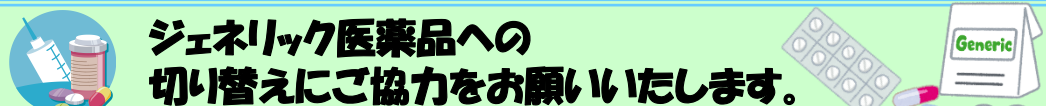
お支払いのたびに出かける必要がなく、うっかり支払いを忘れることがありませんので、大変便利です。

振替できなかった場合、再振替はありません。口座振替不能用の納付書を送付いたしますので、金融機関等で速やかに納付してください。

※領収書は、月遅れで口座振替納付金額通知書と一緒に送付いたします。

【お問合せ先】徴収課（内線 311～313）

ジェネリック医薬品への切り替えにご協力をお願いいたします。



無料電話相談 こころの相談ネットワーク

☎0120-681-199

携帯・PHSからもご利用いただけます。

利用時間 月～金 9：00～21：00

土曜日 10：00～18：00

※日・祝日、1 月 1 日～3 日は利用できません。



Web サイト こころのオンライン

PC・スマートフォン版サイト：

<https://www.healthy-hotline.com/>

携帯版サイト：

<https://www.healthy-hotline.com/m>

ログイン ID：健康保険証に記載されている

「0」から始まる 8 桁の保険者番号

スマートフォン・ケータイ用



※パケット通信料は利用者負担